

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の 技術基準及び検査要領

第1節 総 論

第1 着工届、設置計画届、設置届等の添付図書等

1 着工届・設置計画届

- (1) 法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の着工の届出（以下「着工届」という。）及び条例第58条の2第1項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出（以下「設置計画届」という。）に添付する図書及び記載要領等については、別表第1-1によること。

別表第1-1の添付図書のみでは消防用設備等が技術上の基準に適合しているか確認できない場合は、追加の図書の提出又は添付済み図書への追記を求めること。

なお、届出者が任意で別表第1-1の添付図書以外の図書の提出を希望する場合は、これを妨げるものではない。その際の添付図書は、別表第1-2及び第1-3を参考にする事。

- (2) 届出者が、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）改正前の形式による添付図書の提出を希望する場合は、別表第1-2及び別表第1-3を参考にする事。
- (3) 消防用設備等に係る工事の区分は、別表第1-4によること。

なお、表中「新設」、「増設」、「移設」、「取替え」及び「改造」は、法第17条の5及び条例第58条の2第1項に規定する「工事」に該当し、「補修」は、法第17条の5に規定する「整備」に該当する。

また「撤去」は、着工届、設置計画届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること。◆

- (4) 届出及び添付図書は、次によること。

ア 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。◆

イ 消防同意時等に消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計に関する図書が提出され、着工届又は設置計画届の時点で設計内容に変更がなく、そのまま活用できるものは、当該図書を添付図書として用いることができる。

ウ 非常電源に係る計算書が条例第57条に基づく火気使用設備等の設置の届出に添付されている場合、消防用設備等又は特殊消防用設備等の添付図書として用いることができる。この場合、着工届又は設置計画届にその旨を明記すること。

エ 屋内消火栓設備の設置工事に係る着工届に、連結送水管の工事に係る図書を添付した場合は、当該設備の設置計画届については省略することができる。

オ 自動火災報知設備等の設置工事に係る着工届に、放送設備の工事に係る図書を添付した場合は、当該設備の設置計画届については省略することができる。

カ 省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤を設置する場合は、自動火災報知設備の届出に総合操作盤に関する図書及び総合操作盤の概要表（要綱様式第86号）を添付すること。◆

なお、総合操作盤に関する図書は、条例第55条の2の2第2項に基づき届出された消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理計画届出書に同一図書が添付されている場合には、着工届及び法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の設置の届出又は条例第58条の3第1項の規定に基づく消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の設置の届出（以下「設置届」という。）への添付を省略することができる。

- (5) 法第17条の14に定める工事に着手しようとする日とは、次によるものであること。

ア 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日

イ 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日）

ウ 避難設備

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

- (7) パッケージ型消火設備
パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日
- (8) パッケージ型自動消火設備
パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日
- (9) 共同住宅用スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備
各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置の設置工事を行おうとする日
- (10) 共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器の設置を行おうとする日）

2 設置届等

設置届の添付図書及び記載要領等については、前1 着工届・設置計画届、(1)及び(2)によること。

また、消防用設備等ごとに消防用設備等試験結果報告書を添付すること。

- (1) 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。◆

なお、消火器と避難器具等は、一括して届け出ることができるものであること。

- (2) 設置届に係る添付図書で、着工届又は設置計画届、条例第56条の2第1項の規定に基づく防火対象物の使用開始の届出又は条例第57条の規定に基づく火を使用する設備等の設置の届出に添付した図書と同一のものとなる場合は、これを省略することができる。

3 軽微な工事等に係る着工届の省略

消防用設備等の工事の区分が、増設、移設又は取替えに該当し、別表第1－5に掲げる工事の範囲であり、かつ、次の要件を満たす場合は、着工届を省略することができる。また、軽微な工事の範囲に該当する増設、移設、取替えの工事を同時に行う場合も着工届を省略することができる（例：自動火災報知設備について軽微な工事の範囲に該当する感知器6個の増設工事と軽微な工事の範囲に該当する感知器5個の移設工事を同時に行う場合）。ただし、別表第1－5に掲げる工事と別表第1－4に掲げる「補修」、「撤去」以外の工事（軽微な工事の範囲を除く。）を同時に行う場合は着工届を省略することはできない。

着工届を要しない場合であっても、設置届は必要であること。

- (1) 政令第36条の2第1項の規定に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士に対しては、軽微な工事を行う場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出するよう指導すること。

なお、設置届が提出されるまでの間は、当該図書等を保存するよう指導すること。

- (3) 防火対象物の関係者に対しては、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるよう指導すること。

4 軽微な工事等に係る設置計画届の省略

消防用設備等の工事の区分が、増設、移設又は取替えに該当し、別表第1－6に掲げる工事の範囲であり、かつ、次の要件を満たす場合は、設置計画届を省略することができる。また、軽微な工事の範囲に該当する増設、移設、取替えの工事を同時に行う場合も設置計画届を省略することができる（例：誘導灯について、軽微な工事の範囲に該当する誘導灯3個の増設工事と軽微な工事の範囲に該当する誘導灯3個の移設工事を同時に行う場合）。ただし、別表第1－6に掲げる工事と別表第1－4に掲げる「補修」、「撤去」以外の工事（軽微な工事の範囲を除く。）を同時に行う場合は、設置計画届の省略はできない。

設置計画届を要しない場合であっても、設置届は必要であること。

- (1) 工事施工者に対しては、軽微な工事を行う場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出するよう指導すること。
なお、設置届が提出されるまでの間は、当該図書等を保存するよう指導すること。
- (2) 防火対象物の関係者に対しては、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるよう指導すること。

5 小規模な工事に係る設置計画届の省略

小規模な工事のうち、施行規程第13条第1号へに規定される防火安全技術者（以下「防火安全技術者」という。）による調査又は助言が行われたものについては、設置計画届を省略できる（前4、(1)及び(2)の要件を満たす場合に限る。）。

なお、小規模な工事とは、消防用設備等の工事の区分が増設、移設又は取替えに該当し、かつ、次に掲げるもの（(3)については、取替えに係る工事に限る。）をいう。

- (1) 漏電火災警報器に係る工事
- (2) 非常警報設備に係る工事のうち報知区域の変更を伴わないもの
- (3) 避難器具のうちすべり棒及び避難はしご（固定式のものを除く。）に係る工事
- (4) 誘導灯に係る工事
- (5) 排煙設備に係る工事のうち排煙機の性能の変更を伴わないもの

別表第1-1

設備の種類	添付図書	記載要領等
<p>消火設備</p> <p>警報設備</p> <p>避難設備</p> <p>消防用水</p> <p>消火活動上必要な施設</p>	<p>1 平面図</p> <p>2 配管系統図^{※1}</p> <p>3 配線系統図^{※2}</p> <p>4 計算書^{※3}</p> <p>5 設備の概要表（要綱様式第65～86号）◆</p> <p>※1 消火器、動力消防ポンプ設備、警報設備、避難設備、非常コンセント設備、共同住宅用非常コンセント設備、無線通信補助設備、パッケージ型消火設備を除く。</p> <p>※2 消火器、動力消防ポンプ設備、避難器具を除く。</p> <p>※3 パッケージ型消火設備を除く。</p>	<p>(1) 「平面図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況（屋内消火栓箱からの消防用ホースの延長経路、発信機や起動装置までの歩行距離等の記載を含む）、配管又は配線状況等を明記すること。</p> <p>(2) 「配管系統図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。</p> <p>(3) 「配線系統図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。</p> <p>(4) 「計算書」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。</p> <p>ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法</p> <p>イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法</p> <p>ウ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法</p> <p>エ 電動機等の所要容量の算出方法</p> <p>オ 非常電源の容量の算出方法</p> <p>カ 避難器具の取付金具及び取り付けの部分の強度の算出方法</p> <p>キ その他消防用設備等の設置に係る算出方法</p> <p>(5) 平面図、計算書及び試験結果報告書により、(2)、(3)に掲げる配管、配線系統図に明記すべき事項が確認できる場合は、当該平面図、計算書及び試験結果報告書をもって、配管、配線系統図と取り扱うこととして差し支えないこと。</p> <p>(6) 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。</p> <p>(7) 添付図書は、記載内容が鮮明で判別可能な図書とするほか次によること。</p> <p>ア 折り上げでJ I SのA4サイズとすること。</p> <p>イ 図面の縮尺は、100分の1以上を原則とするが、記載内容が容易に判別可能な場合は、この限りではない。</p> <p>ウ 添付図書に用いる図示記号は、原則として、J I Sによること。</p> <p>エ 電子データによる場合は、ア、イによらないことができるが、平面図等にスケールバーを明記すること。</p>
設備の種類	添付図書	
特殊消防用設備等	<p>1 特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書</p> <p>2 法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画</p> <p>3 法第17条の2第3項の評価結果を記載した書面</p> <p>4 法第17条の2の2第2項の認定を受けた者であることを証する書類</p>	

別表第1-2

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消火設備	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備 パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備 共同住宅用スプリンクラー設備 特定駐車場用泡消火設備	1 防火対象物の概要表（要綱様式第64号） 2 設備の概要表（要綱様式第66、67、84、85号） 3 平面図及び断面図等 4 配管系統図 5 配線系統図及び展開図 6 仕様書及び計算書 7 使用機器図 8 消防用ホースの延長経路図（ホースを用いるものに限る。）	(1) 「断面図等」には、居室、天井の構造が立体的なものについてのみ、ヘッド、配管等の設置状況について明記すること。 (2) 「配管系統図」には、配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等を明記すること。 なお、平面配管系統図は、平面図に記載することができる。 (3) 「配線系統図及び展開図」には、作動順序を示す接続の状況を明記すること。感知器等と連動した自動起動方式及び予作動式のスプリンクラー設備は、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。 (4) 「使用機器図」には、加圧送水装置、起動装置、自動警報装置、自動火災感知装置、ヘッド、ノズル、ホース等個々の機器の詳細を明記すること。 なお、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」. I「技術基準」. 1. (1). イ. (ア)による認定に適合したものにあっては、ポンプ試験成績表及び加圧送水装置等の銘板写しを添付すること。 (5) 「消防用ホースの延長経路図」には、各階の最も延長経路が長い部分1か所を平面図に記載して確認すれば足りるものであること。
	不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	上記を準用するほか、次による。 1 設備の概要表（要綱様式第68号） 2 防護区画一覧表 3 ダクト系統図 4 自動起動系統図 5 消防用ホースの延長経路図（ホースを用いるものに限る。）	(1) 「配管系統図」には、全体系統図のほかに、貯蔵ボンベ室の平面系統図を添付し、起動ボンベ、操作導管、逆止弁、安全装置、容器弁等の系統を明示すること。 (2) 「自動起動系統図」には自動起動のもののみ、連動の状態を明示した図面を添付すること。 (3) 「消防用ホースの延長経路図」には、各階の最も延長経路が長い部分1か所を平面図に記載して確認すれば足りるものであること。
	非常電源	1 非常電源の概要表（要綱様式第90、91、93、94及び96号） 2 配置図 3 構造図 4 接続図 5 仕様書及び計算書	(1) 「配置図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所とその周囲（平面図） イ 設置する場所（区画）の構造（室内仕上げ表を含む。）、出入口、開口部等の位置及び材質 ウ 換気装置（ダクトを含む。）の位置・構造 エ 機器及び配線の位置並びに相互の距離（平面図） オ その他必要な付属設備 (2) 「構造図」には、次の内容を明記すること。 ア 機器の姿図又は外観図。ただし、内容が確認できるカタログ等に代えることができる。 イ 耐震措置に係る内容等 (3) 「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 配線系統図（単線接続図又は三線接続図） イ 作動順序を示すフローチャート ウ 制御回路（インターロック回路を含む。）

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消火設備	非常電源		<p>(4) 「仕様書」は、概要表（様式第90、91、93、94及び96号）又は仕様の記載されたカタログ等に代えることができる。</p> <p>(5) 「計算書」には、次の内容を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発電容量の算定 イ 換気量 ウ 冷却水量の算定 エ 耐震措置 <p>(6) 認定品を使用した場合は、認定証書の写し等を添付すること。</p> <p>(7) 「負荷設備概要表」の耐火又は耐熱電線の接続方法において、標準工法以外を使用した場合は、当該工法に係る図書を添付すること。</p>
警報設備	<p>自動火災報知設備</p> <p>ガス漏れ火災警報設備</p> <p>消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備</p> <p>住戸用自動火災報知設備</p> <p>特定小規模施設用自動火災報知設備（第4章第2節第25. I. 7ただし書きを適用した「受信機を設けないもの」を除く。）</p> <p>複合型居住施設用自動火災報知設備</p>	<p>1 防火対象物の概要表（要綱様式第64号）</p> <p>2 設備の概要表（要綱様式第70、71及び73号）</p> <p>3 断面図</p> <p>4 配線図（電源系統図、設備系統図、設備図）</p> <p>5 平面図</p> <p>6 仕様書</p> <p>7 非常電源（別置型に限る。）</p>	<p>(1) 「防火対象物の概要表」については、無窓階当該階の有無及び当該階を明記すること。</p> <p>(2) 「設備の概要表」は次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特殊な施工方法等で様式に該当項目がない場合は、備考欄に概要を記入する。 イ 自動火災報知設備について音声警報機能付の放送設備を設置し、地区音響装置を省略する場合は、その旨を記入する。 <p>(3) 「断面図」には、各室の用途、間仕切壁、開口部の状況等又は建築物の屋根の傾斜、はりの深さ及びはりの間隔、天井の形状を明記すること。</p> <p>(4) 「配線図」は次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「電源系統図」には、常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記すること。 イ 「設備系統図」には、電線管の口径、配線本数、電線路の立上り・引下げ・警戒区域、受信機、中継器、機器収容箱、副受信機の配置状況を階別、系統別に明記すること。 <p>(5) 「平面図」には、室名及び設備系統図を構成する機器、配線等を平面的に明記して、消火設備の設置等により感知器が省略された部分は、図面にその旨を色別等により明記すること。</p> <p>(6) 「非常電源」（別置型に限る。）については消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
避難設備	<p>金属避難はしご（固定式のもの（固定はしご及び避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごをいう。）に限る。）</p> <p>救助袋</p> <p>緩降機</p>	<p>1 設備の概要表（要綱様式第75号）</p> <p>2 配置図</p> <p>3 平面図</p> <p>4 立面図</p> <p>5 避難器具の設計図及び構造計算書</p>	<p>(1) 「配置図」には、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。</p> <p>(2) 「平面図」には、設置位置を記入する。</p> <p>(3) 「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。</p> <p>(4) 「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付け部分の詳細を記入する。</p> <p>(5) 「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付け部分の強度の算出方法を記入する。</p>

	設備の種類	添付図書	記載要領等
特殊消防用設備等	特殊消防用設備等	特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画、法第17条の2第3項の評価結果を記載した書面及び法第17条の2の2第2項の認定を受けた者であることを証する書類	

別表第1-3

設備の種類	添付図書	記載要領等
消火器 (設置計画届時を除く。)	1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第65号) 3 平面配置図 4 仕様書(パンフレット)及び能力単位計算書	(1) 「能力単位計算書」は試験結果報告書備考欄に記載してあれば、別葉でなくても支障ない。 (2) 「設備の概要表」は、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。
動力消防ポンプ設備 (設置計画届時を除く。) 消防用水 連結散水設備 連結送水管 共同住宅用連結送水管	1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第69、78、80及び81号) 3 平面図及び断面図等 4 配管系統図 5 配線系統図及び展開図 6 仕様書及び計算書 7 使用機器図	(1) 別表第1-2に掲げる消火設備欄の例によること。 (2) 「設備の概要表」は、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。 (3) 「連結送水管の試験結果報告書」は、配管耐圧試験欄及び放水試験欄は空欄とし、消防検査時に行った結果を様式第4号の16-1に記載し、後日、届け出ることができる。
非常警報設備	1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第74号) 3 断面図 4 配線図(電源系統図、設備系統図) 5 平面図 6 仕様書 7 非常電源	(1) 「防火対象物の概要表」には、無窓階の有無及び該当階を明記するほか、収容人員を記入する。 (2) 「非常警報設備の概要表」は試験結果報告書の添付をもって代えることができる。 (3) 「断面図」、「配線図」、「平面図」及び「非常電源」は別表第1-2に掲げる警報設備欄の例によること。
漏電火災警報器	1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第72号) 3 平面図 4 配線系統図 5 仕様書	(1) 「平面図」には、次の内容を明記すること。 ア 引込線取付点から屋内分電盤までの配線と変流器及び受信機の設置位置 イ 音響装置を設置した場所の用途 (2) 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 引込線取付点から分電盤までの単線接続図 イ 操作電源の分岐方法、電源の太さ、開閉器等の容量 (3) 「仕様書」は、仕様等の記載されたカタログ等に代えることができる。
すべり台 すべり棒 避難ロープ (設置計画届時を除く。) 避難はしご (固定式のものを除く。) 避難橋 避難用タラップ	1 設備の概要表(要綱様式第76号) 2 配置図 3 平面図 4 立面図 5 避難器具の設計図及び構造計算書	(1) 「配置図」には、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。 (2) 「平面図」には、設置位置を記入する。 (3) 「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。 (4) 「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。 (5) 「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。

設備の種類	添付図書	記載要領等
<p>誘導灯 誘導標識 (設置計画届時を除く。)</p>	<p>1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第77号) 3 平面図 4 配線系統図 5 仕様書 6 非常電源</p>	<p>(1) 「平面図」には、誘導灯又は誘導標識の設置位置、誘導灯の区分(A級、B級、C級)等を明記すること。 また、特例が適用された部分には、その旨を表示すること。 (2) 「配線系統図」には、分電盤等からの電線の施工方法、種類、太さ、電線数及び使用電源等を明記すること。 (3) 「仕様書」は、仕様等の記載されたカタログ等に代えることができる。 (4) 「非常電源」は、別表第1-2消火設備欄の非常電源の例によること。(別置形に限る。)</p>
<p>排煙設備</p>	<p>1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第79号) 3 平面図 4 ダクト系統図 5 配線図 6 仕様書及び計算書 7 非常電源</p>	<p>(1) 「平面図」には、排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 (2) 「ダクト系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 (3) 「仕様書」には、設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。 (4) 「非常電源」については、別表第1-2消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
<p>非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備</p>	<p>1 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 2 設備の概要表(要綱様式第82号) 3 平面図 4 立面図 5 配線系統図 6 仕様書 7 非常電源</p>	<p>(1) 「平面図」には、設置位置を明記すること。 (2) 「立面図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所の断面図 イ 箱体の立面図 (3) 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 常用及び非常電源の配線 イ 開閉器等の位置、種類、容量等 (4) 「仕様書」は、仕様等の記載されたカタログ等に代えることができる。 (5) 「非常電源」については、別表第1-2消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
<p>無線通信補助設備</p>	<p>1 案内図 2 防火対象物の概要表(要綱様式第64号) 3 設備の概要表(要綱様式第83号) 4 平面図 5 配線系統図 6 使用機器図</p>	<p>(1) 「平面図」には、設備系統を構成する機器、電線等を平面的に明記すること。 (2) 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 常用電源及び非常電源から消防用設備等に至る配線の概要 イ 配線の立ち上がり・引き下げ及び機器の系統別配置状況等及び各機器(構成部品)における損失・利得及び輻射レベル (3) 「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を明記すること。</p>

別表第1-4

消防用設備等に係る工事の区分

工事の区分	内 容
新設	防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。
増設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
移設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。
取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
補修	防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

別表第1-5

軽微な工事の範囲（着工届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱の増設で、既設と同種類のものが2基以下の場合かつ加圧送水装置等の性能（吐出量又は揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響がない場合	消火栓箱の移設で、同一の警戒範囲内の場合	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のものが5個以下の場合かつ散水障害がない場合 (2) 加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響ない場合 2 補助散水栓箱で、既設と同種類のものが2個以下の場合	1 ヘッドの移設で、数が5個以下の場合かつ防護範囲が変わらない場合 2 補助散水栓箱の移設で、同一警戒範囲内の場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のものが、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響ない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において2個以下の場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合かつ操作性に影響のない場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
泡消火設備	<p>ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既設と同種類のものが、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響がない場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘッドの移設で、一の選択弁において5個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合かつ操作性に影響がない場合 	<p>加圧送水装置、泡消火剤混合装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品</p>
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘッド及び配管（選択弁の二次側に限る。）の増設で、次のすべてに該当する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 既設と同種類のものが5個以下の場合 (2) 薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合 2 ノズルの増設で、次のすべてに該当する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 既設と同種類のものが5個以下の場合 (2) 薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合 3 移動式の消火設備の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合 4 制御盤、操作盤等電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合かつ電源容量に影響がない場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘッド及び配管（選択弁の二次側に限る。）の移設で、ヘッドの数が5個以下の場合かつ放射区域の変更がない場合 2 ノズルの移設で、5個以下の場合かつ放射区域の変更がない場合 3 移動式の消火設備の移設で、同一室内の場合 4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置で、同一室内の場合かつ電源容量に影響がない場合 	<p>すべての構成部品で、放射区画に変更のないもの</p>
自動火災報知設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 感知器の増設で、既設と同種類のものが10個以下の場合で、かつ、警戒区域の変更がない場合 2 発信機、ベル又は表示灯の増設で、既設と同種類のものを同一警戒区域内に設置する場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感知器の移設で、10個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合 2 発信機、ベル又は表示灯の移設で、同一警戒区域内の場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感知器で10個以下の場合 2 受信機及び中継器で、7回線を超えるもの以外のもの 3 発信機、ベル又は表示灯
ガス漏れ火災警報設備	<p>検知器の増設で、次の全てに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既設と同種類のものが5個以下の場合 2 警戒区域の変更がない場合 	<p>検知器の移設で、5個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合</p>	<p>受信機を除く</p>
避難器具	<p>該当なし</p>	<p>本体又は取付金具の移設で、同一階の場合かつ設置時と同じ施工方法の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 標識 2 本体・取付金具で、設置時と同じ施工方法の場合

※ 軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。

別表第1-6

軽微な工事の範囲（設置計画届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒 電路内のもの	すべての構成部 品で、型式に変更 がないもの
非常警報設備 （非常ベル・自動 式サイレン）	音響装置、起動装置又は表示灯の増設 で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの 2 同一階の範囲に増設する場合	音響装置、起動装置又は表 示灯の移設で、同一階の範囲 の場合	音響装置、起動 装置又は表示灯
非常警報設備 （放送設備）	1 起動装置、通話装置（非常電話を含 む。）又は表示灯の増設で、次のすべ てに該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカーの増設で、次のすべてに 該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 5個以下の場合	1 起動装置、通話装置（非 常電話を含む。）又は表示 灯の移設で、同一報知区域 内のもの 2 スピーカーの移設のうち、 5個以下の場合で、かつ放 送区域の変更がない場合	1 増幅器、操作 部又は遠隔操作 器の取替えで、 5回線以下の場 合 2 起動装置、通 話装置（非常電 話を含む。）又 は表示灯の取替 え 3 スピーカーの 取替えで、5個 以下の場合
	スピーカーの増設、移設及び取替えで、次のすべてに該当する場合 1 防火安全技術者による調査・助言が行われたもの 2 スピーカーの工事個数の合計が10個以下の場合		
避難器具	該当なし	本体又は取付金具の移設で、 同一階の場合、かつ設置時と同 じ施工方法の場合	1 標識の取替え 2 本体又は取付 金具の取り替え で、設置時と同 じ施工方法の場 合
誘導灯及び誘導標識	5個以下の増設の場合	5個以下で、同一室内での移 設の場合	すべての構成部 品で、区分及び機 能に変更がないも の
排煙設備	1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気 機の能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口及び風道の増設で、 排煙機及び給気機の能力に影響がない 場合 3 手動起動装置の増設で、操作性に影 響がない場合 4 自動起動装置の増設で、既設と同種 類の場合	1 排煙口、給気口及び風道の 移設で、排煙機及び給気機の 能力に影響がない場合 2 手動起動装置の移設で、同 一防煙区画内の場合、かつ操 作性に影響がない場合 3 自動起動装置の場合で、同 一防煙区画内の場合、かつ既 設と同種類の場合	排煙機及び給気 機を除く構成部品
連結散水設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当す る場合 1 一の送水区域において5個以下で、 散水障害がない場合 2 送水区域に変更のない範囲である場 合 3 既設と同種類の場合 4 加圧送水装置の性能、配管のサイズ 等に影響がない場合	ヘッドの移設のうち、一の送 水区域において5個以下の場合 で、かつ送水区域に変更がない 範囲の場合	加圧送水装置、 減圧弁、圧力調整 弁及び一斉開放弁 を除く構成部品 で、同種のもの
	ヘッドの増設、移設及び取替えで、次のすべてに該当する場合 1 防火安全技術者による調査・助言が行われたもの 2 一の送水区域においてヘッドの工事個数の合計が10個以下の場合 3 送水区域に変更のない範囲である場合 4 既設と同種類の場合 5 加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合		

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種のもの の取替え
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの

※ 軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。